The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	博物館で部落差別を表象するということ:大阪人権博物館の歴史と展示を通して
Author(s)	森中, 菜衣
Citation	日本学報. 2022, 40-41, p. 17-44
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88306
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【卒業論文】

博物館で部落差別を表象するということ
大阪人権博物館の歴史と展示を通して

森中　菜衣

要旨

本研究の目的は，大阪人権博物館の歴史と展示を通して，部落差別がどのように扱われ，表象されたのかを明らかにすることである。

第 1 章では部落差別とそれを主題にする展示施設の中から大阪人権博物館を主題とする意義を示した。

第 2 章では 4 つの時期区分をもとに同博物館の歴史を追った。とりわけ 95 年には大幅な展示のリニューアルをおこない，テーマは部落問題のみならず，性，民族，身体など拡大した。同館の歴史とは，常設展示での部落問題が占める割合が縮小していった歴史と見えるが，同博物館の軸とも言える部落差別の差別・人権全般における位置づけを模索した過程であると言える。

第 3 章は資料の組み合わせや語りの映像を通して差別の表象を浮き彫りにする実践について述べた。一方，展示で差別を表象することに伴う被差別者の絶対化，そして「被差別当事者と非当事者」の分断といった危うさもある。しかし危険性を伴いながらも，同博物館が誰もが差別や人権について学ぶことを可能にし，被差別者が自らのアイデンティティや歴史を語る場としての重要性を指摘した。

目次

はじめに
第 1 章　部落差別と博物館
　1.1　現在の部落差別
　1.2　部落問題をあつかう展示施設
第 2 章　大阪人権博物館の歴史
　2.1　大阪人権歴史資料館設立の過程
　2.2　展示テーマの拡大
　2.3　「私」を問う展示
　2.4　行政による展示の介入
第 3 章　大阪人権博物館と部落差別の表象
　3.1　差別―被差別の関係性
　3.2　人間が活動した痕跡
　3.3　差別を表象することの困難
おわりに
参考文献

はじめに

2020 年 5 月 31 日に大阪人権博物館（愛称：リバティおおさか）が開館からの 35 年の歴史を一旦閉じ，休館することとなった。同館は「部落問題をはじめとする人権問題に関する歴史的調査研究を行うとともに，関係資料，文化財を収集，保存し，併せてこれらを一般に公開することを目的」として設立された［大阪人権博物館 2005：p.1］。1980 年代以

降，部落解放運動において被差別部落の文化や歴史の再発見・保存をめざす動きが盛んになった。この運動団体の要請や市民の人権意識の高まりを受けて，自治体や財団法人によって部落史，人権啓発はもちろん，部落で暮らす人びとの生活誌を展示する博物館，資料館，人権センターなどが増加してきた。このような流れの中でも大阪人権博物館は先駆けて誕生した。同館の展示主題は，部落差別を出発点としながらも在日朝鮮人，アイヌ，女性，障害者，HIV 感染者・エイズ患者，ハンセン病回復者，公害など，包括的な人権問題である。

本研究の目的は，大阪人権博物館の歴史と具体的な展示内容を通して，部落差別がどのように扱われ，表象されていったのかを明らかにすることである。そして部落差別が以前と異なる実態を呈する中で，2022 年に再開を目指す大阪人権博物館の可能性にも視野を広げていきたい。

大阪人権博物館は館報[1]をはじめ，季刊誌，図録などの出版物を多く出している。また朝治武（同館長）や吉村智博（同館学芸員）らによる博物館展示論が，同館紀要や『部落解放』[2]などにおいて頻繁に展開されてきた。しかし一方で，日本で先駆けて「人権」という括りにおいて「差別」の展示に取り組んだ大阪人権博物館の歴史は体系的にまとめられていない。栄小学校跡地での運営を終了し，2022 年に再開を目指している 2021 年現在こそ，開館までに至る背景，あらゆる差別・人権の問題をあつかう上での常設展示のリニューアル，自治体からの補助金廃止などの経緯をまとめる意義があると考える。

とりわけ，大阪人権博物館の歴史は常設展示の変遷なしでは語れない（下記の表 1）。同館は設立当初から，それまで展示対象とさえなってこなかったマイノリティの生活誌を対象として表象してきた［吉村 2020］。マイノリティ表象の研究はあらゆる分野で進められてきており，部落民表象でいえば黒川みどり，斉藤綾子の映画分析が挙げられる［黒川 2011b］［齋藤 2016］。抑圧されてきたマイノリティの生活，抵抗や主体性が描かれ，それを分析，批評されることは進んできたと言ってよい。一方で「差別」そのものをどう描くか，表象するかという課題は依然として残されている。先ほど挙げた吉村は，大阪人権博物館におけるマイノリティ表象の可能性についてたびたび論じてきた［吉村 2011，2020］。しかし常設展示の変遷とその背景に照らし合わせて論じた研究とは言えない。本研究では，大阪人権博物館の常設展示に着目することで，「差別」を展示で表象することの困難と可能性を明らかにする一つの試みと考えている。

研究の方法としては，大阪人権博物館（開館 1985 年から 1995 年までの名称は「大阪人権歴史資料館」）から出されていた出版物や新聞記事などの文献調査，さらに同館やその他の人権展示を主とする施設の関係者への聞き取りの 2 つが主である。なお，開館から約 10 年間の「大阪人権歴史資料館」時代の資料は少なく，重点を置くのは 1995 年の大阪人権博物館へとリニューアルした時期以降とする。

第 1 章は，現在の被差別部落への忌避意識，インターネットで部落に関する情報を「アウティング」する行為など新たな問題点を整理した上で，「差別」を語る場としての展示施設（博物館，資料館，人権センター）の一例を紹介する。これらの事例を含めた展示施設の設置条件や歴史を比較することで，本研究で大阪人権博物館を対象とする意義も明らかにする。次に第 2 章は大阪人権博物館の歴史をあつかう。資料としては，開館前から現在に至るまで同博物館が発行した出版物，新聞記事や同博物館の関係者（朝治武[3]，仲間恵子[4]）の聞き取りを利用する。ただし，あくまでも本研究では同館の展示表象を主題とするため，大阪維新の会主導の大阪府「財政再建プログラム」による文化施設への補助金削減など政治的背景に関する叙述は最小限に留める。第 3 章においては，部落差別の展示で

表 1：大阪人権博物館の総合（常設）展示[5]の変遷

	リニューアル年	展示の概要
第一次	1985 年	「大阪人権歴史資料館」として旧栄小学校跡地に開館。統一テーマは「自由と大阪―その歴史と文化をたずねて」
第二次	1995 年	現在の「大阪人権博物館」に改称。テーマは「人権からみた日本社会」。建物の増改築がおこなわれ，部落問題だけでなく性，民族，身体と環境といった新たなテーマで構成。ホールも新設された。
第三次	2005 年	二度目の展示リニューアル。統一テーマは「私が向きあう日本社会の差別と人権」。このころには開館以降に入職した学芸員たちが現場業務を担う。
第四次	2011 年	大阪府・市の意向に沿って三度目のリニューアル。統一テーマは「私たちのいのち・社会・未来」。

（筆者作成）

表象する際の意味や葛藤を，展示資料の差別戒名や証言映像を通して考察する。第3章も学芸員として展示に携わった朝治武と仲間恵子の聞き取りを第2章に引き続き資料として提示したい。さらに，具体的な聞き取りや資料から見えてきた展示における課題にまで視野を広げていく。

第1章　部落差別と博物館

1.1　現在の部落差別

部落差別とは，賤民身分（とりわけ「えた」と賤称されてきた人びと）への差別を歴史的前提として近代以降も残存し，個人の意識や社会システムの中で差別意識や差別構造が払拭されていないことである。1871（明治 4）年の賤民廃止令，いわゆる「解放令」以後も差別は現在に至るまで存続している。黒川みどりによると，近代の部落差別の根源は封建的な身分制度にあるが，「解放令」から今日に至るまで部落問題が存在してきたことを，封建遺制だけで説明するのは不十分であり，制度的には存在しない差別を社会の構成員が支え続けているとする［黒川 2011a］。2000 年代前半まで行政による格差是正施策がおこなわれてきたが，住環境，就職や教育といった経済的な支援だけでは，人びとの差別意識を排除することはできなかった。

現在まで存続する差別の構造とは「差別者」と「被差別者」という単純で直接的な関係だけでは収まらない複合的な抑圧と暴力の要素をもっている。部落差別では，先述の通り戦後の同和対策事業によって地区のインフラが整備され，経済的格差・教育的格差もある程度是正された。しかし目に見える差異があいまいに

なっていく一方で，いまだ土地忌避や結婚差別，インターネットでの差別的な書き込みなどの差別行為が決して少なくない数存在する。ここから部落出身者は自身の出自やそれに連なるアイデンティティに対して沈黙を強いられかねない。

実際に地方自治体の調査結果をみてみよう。2013 年の東京都の「人権に関する世論調査」において「子どもの結婚相手が同和地区出身であった場合の対応」という質問項目について，全面的に子どもの意志を尊重する回答は半数近くでとどまり，いっぽうで 3 割近くの回答者には反対をしたいというなんらかの意識が見られる[6]。大阪市の 2015 年「人権問題に関する市民意識調査」によると，「結婚相手を考える際に同和地区出身者かどうか気にする」は約 20％で，「住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識」という項目では「同和地区内の地域であることを気にする」と回答した人が 54％であった[7]。地域ごとに多少の差異はあれど，全国的に一定数の差別意識が反映された数字が出てきているのが現状である［黒川 2018］。

さらに近年では差別行為は，実生活の場からインターネット空間へと移りつつある。1936 年に内務省主導でおこなわれた「全国部落調査」の情報を基に，ある会社が 2016 年に全国の被差別部落の情報を掲載した書籍を通販サイトで予約販売しようとした。発売は停止されたものの，その会社によるインターネット空間でも被差別部落の所在地や個人情報を掲載するといった行為は続いている［谷口ほか 2019］。このような行為は本人の同意なしに出自が暴露されてしまうアウティングと同様であり，就職差別や結婚差別に利用される恐れも十分ある。もちろん地域や個人にまつわる情報だけでなく，匿名による悪意に満ちた書き込みは多く存在している。

このような後を絶たない差別行為に対して 2016 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。部落差別は現在も根強く存在する人権侵害として法律での根拠を得た形となる。同法第 6 条には，「（国が）部落差別の解消に関する施策の実施に資するため，地方公共団体の協力を得て，部落差別の実態に係る調査を行う」などの項目が盛り込まれており，今後の地方自治体の地区内外の実態調査が進むことが期待される。しかしこれはあくまで啓発や教育をもって部落差別の解消を図ろうとする理念法であり，部落問題を含めた差別行為を包括的に禁止すること明示する法律はない。

ここまでみてきた通り，部落差別とは旧時代の遺物であるという捉え方では説明が不可能である。差別がそれぞれの時代の政治経済，文化，技術や価値観に即した形をとって存在する未解決の人権侵害と言える。実態があたかも「存在しない」ことにされる風潮に対して，今後の部落差別の語られ方が問われていると言える。ここでの「語り」の場とは行政，学校，地域コミュニティなどさまざま挙げられるだろう。抑圧や暴力という形ではなく，差別に向き合い抵抗するという文脈で差別の歴史と実態を可視化していく。そのような役割として，博物館という場は，実物資料を通すことをもって大きな役割を果たすことができると考える。

1.2　部落問題をあつかう展示施設

本節では前節で挙げた人権問題を展示で扱う博物館や資料館の中でも大阪人権博物館を本研究で扱うべき理由を，部落問題を主として扱う博物館・資料館との比較を通して説明していきたい。

部落問題解決に向けての啓発，教育を目的とした文化施設は西日本を中心に設立されてきた。その端緒となったのが1985 年に開館した大阪人権歴史資料館である。それ以降，部落差別の実態や課題解決の重要性を認識した地方自治体によって部落問題をあつかう博物館や資料館が，自治体による設置を中心に数を増やしてきた。以下いくつかの例を紹介する。

堺市舳松人権歴史館は 1988 年に開館し，同和対策事業によって住環境が新たに整備される前の生活の様子の復元模型が設置され，産業，風俗，解放運動の展示，そして現在残された同和問題を提起する啓発コーナーがある。また舳松出身の将棋名人・阪田三吉のゆかりの品や映像を紹介する記念室が置かれている。この資料館は「舳松の歴史を学び　人権の未来を考える」というテーマを掲げている通り，地区の歴史の継承と人権啓発の両面の実現を目指している。

京都市の柳原町（現崇仁地区）にかつてあった柳原銀行は 1899（明治 32）年に被差別部落内で認可，設立された唯一の銀行である。この銀行の社屋が地元のまちづくりのシンボルとして移築保存をして活用されることになり，1997 年に「柳原銀行記念資料館」として開館した。地区の産業・教育に貢献した銀行の史料はもちろん，製靴産業の道具，崇仁小学校（2009 年度末閉校）の関連資料などが展示されており，地区の経済，教育，解放運動の歴史を多角的に学ぶことができる。

奈良県御所市にある水平社博物館は 1998 年に開館し[8]，公益財団法人の奈良人権文化財団が運営する。この博物館は，水平社運動を展示主題として扱い，さらに部落問題だけにとどまらない幅広いテーマで年に 2 回の特別展をおこなっている。展示コーナーは，水平社が誕生する礎としての柏原の産業の紹介から始まり，全国各地に拡大していった水平社運動がどのような歴史を辿ったのかを解説する。「人権のふるさと」を掲げる同館は，世界に向けての部落問題の発信にも力を入れている[9]。

設置主体が自治体であろうと民間団体であろうと共通しているのは，同和対策事業によって地域の環境が激変していくなかで，かつての被差別部落の生活や文化が失われつつある危機感をもった住民や運動団体の要求に応え，生まれてきたという点である。さらに，これまで被差別部落に対しては「貧困」ゆえに「文化をもたない」というステレオタイプがあったが，それぞれの地区で受け継がれてきた産業，文化・芸能などの豊かな生活誌を展示することで，ネガティブな「被差別部落像」とは異なる表象を提示しようという意図もあったと言える[10]。

部落問題だけでなく，在日コリアン，公害など個別具体的な差別，人権テーマを扱う施設も増えてくるようになった。また，戦争による凄惨な歴史をあらわす資料を保存し，平和への意識を育む資料館も開館してきた［仲間 1999］。

一方で日本では自治体からの助成金で運営している公立博物館や資料館が全体の 6 割近くを占めている[11]ものの，2000 年代以降の地方の厳しい財政状況によって博物館を含めた文化施設の運営は難しいものになり[12]，「人権展示」の必要性は行政に認識されにくくなっている。さらには行政が差別の歴史を否定し忘却しようとする志向も生まれてきた［吉村 2016］。この詳細については第 2 章の第 4 節に譲る。

表 2　博物館の定義

種別	登録要件(設置主体)	設置要件（一部）	登録又は指定主体	館数
登録博物館	地方公共団体，一般社団法人，宗教法人など	・館長，学芸員必置 ・年間 150 日以上開館など	都道府県教育委員会，指定都市教育委員会	914
博物館相当施設	制限なし	・学芸員に相当する職員必置 ・年間 100 日以上開館など	都道府県教育委員会，指定都市教育委員会※1	372
博物館類似施設	制限なし	制限なし	なし	4,452

（出典：文化庁「1.博物館の概要」（文化庁ホームページ）[13]より一部修正）

そのような日本の厳しい文化施設運営状況ではあるが，施設同士の相互交流・相互連携というものも続けられている。差別撤廃と人権の確立のための研究，教育，啓発に寄与し，相互交流を行うことを目的にした「人権資料・展示全国ネットワーク」がある。1996 年 7 月に「(仮称）水平社歴史館」建設推進委員会，福山市人権平和資料館，大阪人権博物館の三者の協議から結成され[14]，人権に関する資料を収集保管・調査研究・展示公開をおこなう博物館･資料館･人権センター，研究所で組織されている。北は北海道の平取町立二風谷アイヌ文化博物館から南は熊本県の水俣病歴史考証館まで，部落問題，アイヌ，在日コリアン，公害，平和などの具体的な主題と目的をもつ 30 施設が加入する[15]。独立した事務局はもたず，加入施設が持ち回りで運営する。この背景には，日本では差別や戦争の被害の対象となった人びとの歴史に関連する資料の収集が少なく，全国各地での体系的な資料調査や連携がまだまだ遅れていたという事情がある[16]。部落問題を中心的にあつかう文化施設について述べてきたが，ここで述べたいのは，法的・制度的な面で「博物館」としての定義を満たす登録博物館であるのは大阪人権博物館と水平社博物館の 2 館のみということである。

まず博物館とはどのような定義の上で成立しているのかを見てみると，博物館法第 2 条において，「歴史，芸術，民俗，産業，自然科学等に関する資料を収集し，保管（育成を含む。以下同じ。）し，展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し，その教養，調査研究，レクリエーション等に資するために必要な事業を行い，あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義されている。つまり，教育普及，学術研究，娯楽を目的として有形・無形の資料の保存，調査，展示という機能を一体的に有するのが博物館ということになる。

他方，展示だけでは陳列館，教育だけでは学校，調査研究であれば研究機関であるということになる。そして日本では登録博物館という基準が存在し，一言で「博物館」といっても登録博物館，博物館相当施設，博物館類似施設という分類

がなされ，設置主体と職員，敷地面積や資料の数などの要件がある（表 2)。先ほど挙げた施設は共通して資料の保存，展示をおこなっているものの，博物館法を満たす資料の収蔵，学芸員の設置や敷地面積といった条件を全て満たしているわけではなく，あくまで地域に根差した人権啓発の情報拠点という位置づけとなる。一方で大阪人権博物館は資料館時代の1986年4月に登録博物館の認可を受けたが，資料館開館前の段階から人権という視座に立つ歴史系の総合博物館としての運営が目指されていた。上記の通り，大阪人権博物館が部落問題を主題とする展示施設の中でも先駆的な存在であり，その分の蓄積された歴史が厚いことがわかる。全国各地に開館した展示施設のなかでも同博物館などを中心にして日本の人権ネットワークというものも結成されるようになったことも注目しなければならない点である。さらに，大阪人権博物館は博物館に関わる制度的な面においても高い基準をもつ。以上の 3 点が大阪人権博物館を本論で扱う意義である。次章では大阪人権博物館の設置背景，常設展の変遷について見ていきたい。

第 2 章　大阪人権博物館の歴史

2.1　大阪人権歴史資料館設立の過程

大阪人権博物館は 1985 年に「大阪人権歴史資料館」の名称で開館した。この経緯には部落解放同盟大阪府連合会は 1980 年 12 月に大阪府に対して，被差別部落に伝わる伝承文化調査委員会」の早期設置と「部落解放歴史資料館」の建設を求めた［大阪人権歴史資料館 1990］。府連はさらに 81 年 6 月 23 日に執行委員会で「資料館」の建設についての方針を決めた[17]。その後 82 年 6 月と 7 月に大阪市・大阪府への交渉を経て，8 月には大阪人権歴史資料館準備室が当時の部落解放センター内に設置される[18]。その際に専任職員も置かれ，資料館の要である展示コーナーの構成企画も始まった。そのうちの一人が現在大阪人権博物館の館長である朝治武である。12 月には「財団法人大阪人権歴史資料館」としての認可が下り，初代理事長に日弁連元会長の和島岩吉[19]が選出されている。当初の名称は「部落解放歴史資料館」であったが,「部落解放も人権の中に含まれるものだ。広い意味での人権の展望に立って，人権歴史資料館とするのがよい」という和島の提案[20]もあり，「大阪人権歴史資料館」という名称で 1985 年 12 月に開館した。

この当時は人権問題の解決のためには行政が積極的に介入する必要があるという「行政責任論」が強かったという背景から，大阪府・大阪市が財団法人に出資することになった。市民に対して人権啓発・人権学習の場を提供し，それに民間の運動団体も同調した。本来であれば行政が主体として担うべき役割を財団法人の大阪人権歴史資料館にゆだねた形である[21]。

大阪人権歴史資料館設置の場として選ばれたのは，浪速区浪速西に所在する大阪市立栄小学校の旧校舎である。地元の高齢者からは思い入れのある建物の保存を願う声があったが，旧校舎は老朽化が激しく，玄関のみを残して建設された[22]。栄小学校と地元地域との歴史は大阪人権博物館の学芸員の吉村智博の『市政研究』に掲載された論文に詳しい。吉村によると，被差別部落の渡辺村の人びとは学校教育によって差別の克服に努めようとい

う意思によって，1872（明治 5）年に大阪府内でも二番目の小学校として栄小学校（当時は）が開設された。さらに同資料館開館の際に改修された第 3 期校舎（1928-1974 年）は，西浜町（渡辺村から改称）の住民が校舎の建設予定地を地権者から買収して大阪市に寄贈し，1928 年に完成したものである［吉村 2016］。1935 年には全国水平社第 13 回全国大会が開かれるなどしており，大阪の部落解放運動という文脈でも重要な地である[23]。

83 年に入ると『大阪人権歴史資料館報』が発刊され，外部への情報発信も始まった。第 2 号を読んでみると，「民俗伝承調査順調に進む」という題で「部落大衆の生活文化を『聞き取り』それを子から孫に伝え，その文化をもとにして新しいわれわれの文化を作りださねばならないときめました。（中略）しかし現在は昔の生活がこわされ，すべてがさま変わりしております。（中略）そこで各地区の昔の生活や，昔話・子守歌・田植歌・盆踊の内容を聞き取り，生活用具や生産用具とその製品の収集を早急にしなければなりません」と記されている[24]。同和対策事業により激変していく被差別部落と人びとの記憶の風化を前にして，資料館（準備室）は民俗学的手法を用いて記録を行ってきたことがわかる[25]。一方で実際に資料館の展示をみてみると，また新たに異なる構想が見えてくる。

第一次常設展示の統一テーマは「自由と大阪―その歴史と文化をたずねて」とあるが，差別の歴史と人間解放のあゆみを大阪の近世・近代の歴史や文化を通じて学ぶという内容となっており，設立趣意書では「この資料館は，大阪における同和問題を中心とする人権問題に関する資料を『なにわ』の庶民の生活，文化とのかかわりの視点から見つめ直して，蒐収し，保存するとともに，これらを常時一般に公開することによって，同和問題をはじめとする人権問題の生きた教材，学習の場を提供し，広く人権意識の啓発の場として活用していくものであります」と示されていることに対しては，吉村智博は「歴史都市としての大阪の多様性・混在性（いわば，カオス的な「猥雑さ」）を象徴する意味合いをもっている」と述べている［吉村 2020：p.193］。具体的に展示は 3 つのコーナー「近世の大阪と民衆」「人間解放のあゆみ」「世界と大阪」で成り立っている。第一次の時期は，常設展示の図録が存在せず，特別展・企画展の図録が数冊発刊されているにとどまるため，『大阪人権博物館 20 年の歩みと総合展示の概要』から以下の通り展示構成と内容を抜粋する［大阪人権博物館 2005：pp.42-43］。

1.近世の大阪と民衆

戦国時代は下剋上と民衆の立ち上がりを，江戸時代では身分制度，差別政策，農民のくらしを中心にあつかう。一例としては差別戒名が記された墓石や「えた・非人」取締り令の高札が展示される。

2.人間解放のあゆみ

明治維新以降の近代化の波の中で起こった矛盾とそれに抵抗し自由と平和を求める人びとに関するテーマである。水平社運動，戦後の部落解放運動，同和事業といったものはもちろん，被差別部落の生活・労働用具の展示，女性，障害者，在日外国人，公害を取り巻く課題についてあつかわれた。

3.世界と大阪

3は，世界の差別，人権に関する国際条約と展望，戦争と平和についてのコーナーである。国際人権規約，子どもの権利条約，女性差別撤廃条約といったスライドはもちろん，アンネ・フランクの手紙や写真，スィンティ・ロマの資料，丸木位里・俊「原爆の図―たか張りちょうちん」[26]，黒人差別商品などを展示している。

このように当初は運動団体から大阪府・市への要求からはじまった大阪人権歴史資料館の計画だったが，開館当初から登録博物館としての開館を前提としていた。準備室時代から学芸員として展示企画に取り組んできた朝治武が資料館の開館準備をするなかで考えていたのは，部落問題の「教科書レベルの通史」とそれに沿った具体的な資料を収集・展示するというものであり，「素朴な目的」であった[27]と述べる。ただし「教科書レベルの通史」といっても，ここまで見てきた通り，歴史上の著名な人物をことさらに取り上げるのではなく，民衆の生活，エネルギーや雑多性に着目した展示だったと言える。

当時の資料館をめぐる状況として，日本各地で「博物館ブーム」とでも呼べる全国各地で博物館が乱立する時期でもあり[28]，ますますそれぞれの博物館の真価が問われることになっていた。大阪人権歴史資料館は「博物館が単に存在するということから，独自的な機能を生かしながら現代社会に対していかなる役割を果たさなければならない」という自覚をもっていた［大阪人権歴史資料館 1991］。そして資料館の価値を決めるのはやはり常設展示である。朝治はこの資料館時代から 10 年ごとに常設展示の大規模な再編を計画していた。第二次常設展示，第三次常設展示に向けてそれぞれ長期計画を策定し，理事会や展示委員会などで他の学芸員や関係者らと議論を重ねていった。次節では 1995 年のリニューアル（第二次常設展示）についてみていきたい。

2.2　展示テーマの拡大

前節でも述べた通り大阪人権歴史資料館の常設展示では部落問題が主であり，他の差別・人権問題を単独で扱うことは特別展・企画展でおこなわれた。一方で開館当初から常設展示を 10 年ごとにリニューアルをする計画があり，1991 年 11 月には「大阪人権歴史資料館充実・発展長期計画」が策定されている。計画によると，とりわけ部落問題，女性問題，「障害者」問題，在日韓国・朝鮮人問題に重点を置くと記されている［大阪人権歴史資料館 1991］。1994 年から建物増築と展示再編の工事が着工され，95 年 12 月に再開館した。その際に「大阪人権博物館」と改称もおこなわれた。展示構成や具体的な収蔵資料の一例についても見てみよう。（括弧内は主題）「1.被差別部落と身分」（部落問題）「2.性と家族」（女性，子ども，高齢者など）「3.民族と列島の南北」（在日コリアン，沖縄，アイヌ）「4.身体文化と環境」（障害者，公害，衛生観）という大きく 4 つの展示室に分かれている（図 1-4）。1 は，「部落差別を身分とのかかわりでみると，被差別民衆の多様なすがたと，差別を生みだし維持してきた社会のあり方」［大阪人権博物館　1996a］がわかる。被差別民衆が担ってきた猿まわし，春駒，万歳などの門付・大道芸とそれを支えてきた太鼓づくりという導入から展示は始まる。3 の在日コリアン関連の展示では大阪各地に残る朝鮮人の労働の跡や壬午軍乱を描く錦絵などがある。

沖縄に関するものであれば琉球民謡をあつかう「タイヘイ丸福レコード」の資料は沖縄から大阪への移住者の生活や文化をうかがわせるものの一つである。アイヌであれば，砂澤一太郎の旧土人保護法反対の決起集会を知らせる肉筆のビラも注目すべき資料である［大阪人権博物館 1996a：p.69］。

この他にも「われら地球市民」「旧栄小学校記念コーナー」「西光万吉記念室」「水俣病資料室」「証言の部屋」「識字作品コーナー」で構成されている。「証言の部屋」「識字作品コーナー」は 95 年リニューアルからの新たな試みである。被差別当事者を中心としたインタビュー映像を視聴でき，95 年以降続く特色ある展示の一つである。この「証言の部屋」については第 3 章第 2 節で詳しく述べていきたい。「識字作品」については，偏見や貧困によって文字を学習する機会が奪われてきた被差別部落や在日コリアンの人びとが，文字を獲得し，自己の経験や差別への怒りを自分の言葉で表現していく過程が可視化されるコーナーであった。

また，各コーナーに置かれた大規模な造作物も豊富であり，差別戒名が記された墓石，アイヌのチセ（家），沖縄・在日コリアンの住宅や女人禁制の石碑などの再現が設置され，立体的な資料・レプリカも活用することによって視覚にも訴える展示空間となった。ここまで意欲的な展示リニューアルをおこなったことへの朝治の当時の意図は次の通りである。

> 朝治：リバティおおさかは，その開館当初から世間では単なる人権施設だという見方，ある意味では偏見があったから，博物館に共通する水準で評価した時に「博物館らしい博物館」という問題意識という意図が，最初から私にはありました。だから質の高いリバティおおさかをつくっておかないと，人権に関する博物館としての見本にならないんです。私は 20 代に学芸員として勤めるようになり，30 代では若かったから学芸活動に精いっぱいの力を注ぎました。40 の時に学芸課長になって，もう現場は若い学芸員に任せるようになりました。だから私は，1995 年以降には基本的に特別展などにあまり関わってないわけです。（中略）学芸員というのは資格を有するというだけでなく，博物館の現場での実務で育っていくものです。最低でも一人前の学芸員になろうとすれば，実務の経験が 3，4 年は要ります。また博物館としてのリバティおおさかを評価しようとすれば，本来的な意味で本当にリバティおおさかが博物館らしくなったのは，1995 年にリニューアルして 3 年くらい，したがって 1998 年くらいだと思います。その指標とは何かというと，資料収集保管，調査研究，展示公開，教育普及という博物館としての構成要件を満たすようになったということなんです。（下線部は筆者による）

第 1 章の第 2 節で言及した 1996 年に結成の「人権資料・展示全国ネットワーク」も，朝治と「（仮称）水平社歴史館」建設推進委員会の守安敏司（のちの水平社博物館長）との話し合いから出発したものである。このネットワークも大阪人権博物館がリニューアルしたことが大きかったという。

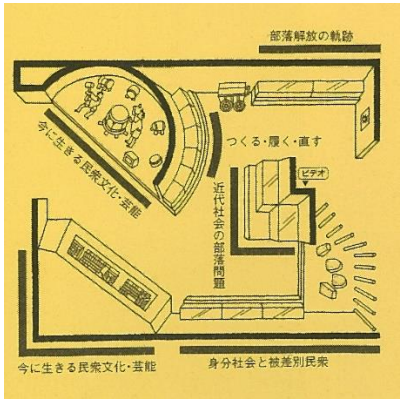

図 1:「1.被差別部落と身分」見取り図

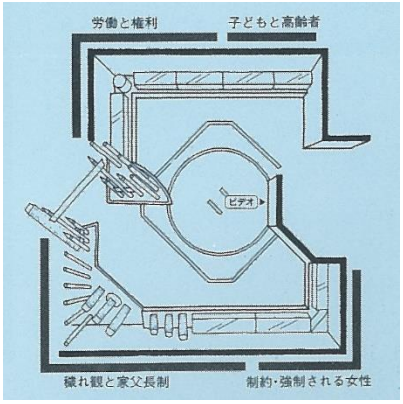

図 2:「2.性と家族」見取り図

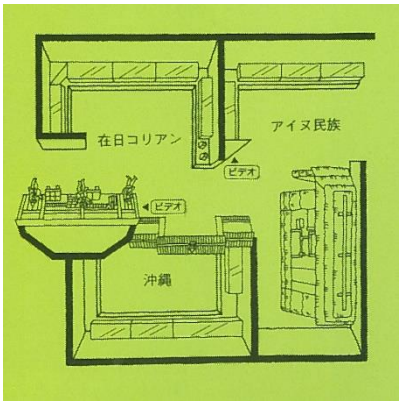

図 3:「3.民族と列島の南北」見取り図

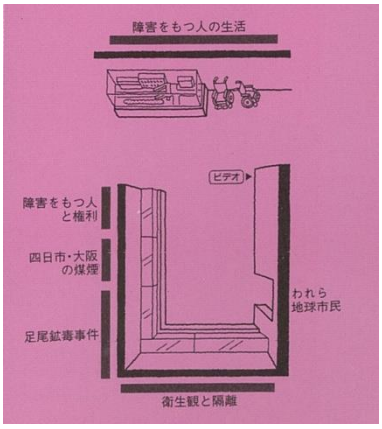

図 4:「4.身体文化と環境」見取り図

（出典：『大阪人権博物館展示図録―人権からみた日本社会』改訂新版，p.9，p.33，p.51，p.73）

朝治は聞き取りにおいて，構想してきた博物館像（「博物館らしい博物館」）が具体的な形となりつつあったことによって視野を外部に向けられるようになり，人権や差別に関する資料を収集・展示する施設を結集し一つの流れをつくる必要性を感じてきたと振り返る。

2.3 「私」を問う展示

10 年ごとに常設展示の再編を行うということが計画されていたことは前節でも述べたが，この構想に即して第三次常設展示の準備がおこなわれた。この当時学芸課長に就いた朝治武は現場で展示の企画をすることは少なくなっており，一つ下の世代の学芸員たちが担うようになっている。職員だけでも展示資料の入れ替えが容易にできる「可変型」展示の構想が練られ，壁面を中心に資料やパネル

を設置し，展示ケースも移動しやすいように軽量なものに替えられた。これによって，情報が更新された際の修正もしやすくなった。内容としては「私が向きあう日本社会の差別と人権」という統一テーマをもとに,「1.人権の現在」「2.私の価値観と差別」「3.差別を受けている人の主張と活動」「4.私にとっての差別と人権」という構成になっている。個別の差別とそれに抵抗する社会運動の資料は「3.差別を受けている人の主張と活動」において展開され，95 年の展示再編では単独でコーナーをもたなかった性的少数者，HIV 感染者・エイズ患者，ハンセン病回復者が新たに扱われた。これらのテーマは第二次常設展示の当時でも潜在的には存在していたが，人権問題として認識されはじめるには時差があったと言える。

常設展示で扱うテーマのさらなる拡大に加えて，もう一つの大きな変化は「私」を問い直すことにある。「差別」「人権」は日常生活をおくる中ではなかなか身近に接する機会がほとんどない来場者の多くに対して，人間誰しもがもつ「欲望」や「価値観」という観点を通して人権・差別について展開していく。当時主任学芸員であった仲間恵子は次のように述べる。

> 仲間：大きく変わったのが「私が向き合う日本社会の差別と人権」ということだったので（中略）「私」って色んな「私」がいますよね？差別当事者だけではない人も「私」ですよね。差別する人があるから差別があるわけで。する人，される人っていうされる人だけではなくって，この社会のそれぞれの規範とか常識とかもっている考え方に差別の根が潜んでいるだろうということで，そういうコーナーをつくろうと。誰もが差別と無関係ではいられないということを伝えるようなコーナー。「私の価値観と差別」そこが加わったのが 95 年との大きな違いで，私はそのコーナーをつくるために外部からひろたまさきさんとか先生を委員として来ていただいて学習会を続けてそのコーナーを皆でつくっていったっていう形でしたね。そこがあるのが大きな違いですね。で,「人権の現在」。「人権博物館なのに人権のコーナーないぞ」みたいに言われてたところもあって,「権利」という言葉をキーワードに「人権」というのは被差別者…大阪はとくに人権教育のなかで被差別者に焦点を当ててやってきたので自分のものだとは思ってない節があると。「かわいそうな人たち」のものだという変な偏見があったのでそこの認識を変えるために，憲法に書かれているものを軸に「人権」を組み立てていく，展示として表現していく「人権の現在」のコーナーが加わって少し人権博物館らしくなったかなというところ…だから誰もが無関係でいられないっていうことを加えたのは 2005 年の展示の特徴だったし，良い表現の仕方だなと私なんかは考えています。（下線部は筆者による）

そして来場者からはどのような評価があったのかという問いについては，

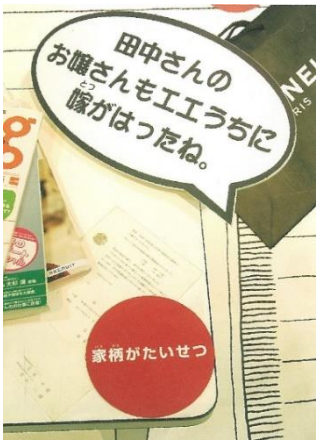

図 5：「2.私の価値観と差別」の例。左が「家柄が大切」，右が「健全でありたい」というパネル。（出典：『大阪人権博物館総合展示図録―私が向きあう日本社会の差別と人権』p.26，p.32）

仲間：「え，こんなことが差別につながるの？」というような，「なんでやねん！」みたいなかんじ（笑）差別については自分が問われるということがまず，博物館の展示っていうのは自分が問われるということはまずないわけですよ。（中略）「私の価値観と差別」では賛否両論っていうかんじでしたね。ちょっと早すぎたかなっていうかんじはあったんですよね。でもそのコーナーは「問いかけはそれしかないだろう」と思っていたけれど，追いついてない。来館者に対して失礼かもしれないけど，でも何人かはブログなどで，ほんとに数名，理解してくれてた方がいらっしゃいましたけど，こちらの意図がなかなか伝わりにくかった。「自分自身を問う」ということが伝わらなかったっていうふうに感じています。

2005 年リニューアルにおいては差別や人権，権利といった共通項によって，「差別―被差別」の関係性やそれを維持する社会の規範や価値観を論理的にあらわにすることをめざした。一方で自身を「非当事者」と感じる来館者にとっては「自分も当事者（とりわけ差別する側）になりうる」という強烈なメッセージに受け取られたようにも考えられる。

2.4　行政による展示の介入

維新の介入以前から「新しい歴史教科書をつくる会」に加入する自民党議員などからの意見・抗議はたびたび送られてきた[29]が，実際に展示の開催に影響が及んでくるのは 2000 年以降である。企画展「日本は海南島で何をしたのか」は 2004 年に開催予定だったが延期となり，2008 年にはセミナーの形式で改めて場をつくろうと試みたがそちらも開催にはこぎつけられなかった［吉村 2012］。橋下徹が大阪府知事（任期：2008 年 2 月-2011 年 10 月）・市長（任期：2011 年 12 月-2015

年 12 月）に就任し，彼と行政の意向に沿った 2011 年展示リニューアルの以前から，差別・人権問題をめぐる「外圧」は存在していた［吉村 2012］。そのような流れがあった上で大阪人権博物館の存続そのものを揺るがすことになる本格的な「外圧」を生んだのが 2008 年からの大阪府「財政再建プログラム」であった。常設展示の変更を余儀なくされた経緯や土地の返還訴訟の経緯は，学芸員の吉村智博の 2012 年「大阪人権博物館のリニューアルをめぐって」と 2016 年の「大阪人権博物館の歴史的意義と現代的役割―“記憶遺産”として栄小学校旧校地」に詳しい。ここでは行政による展示の介入を中心に言及していきたい。

2008 年 2 月に橋下徹が大阪府知事に就任すると，大規模な財政緊縮（大阪府「財政再建プログラム」）をはじめる。文化政策もその例外ではなく，大阪府・市が出資する法人施設の大阪人権博物館，大阪国際平和センター，アジア太平洋人権情報センターは補助金削減あるいは廃止を通告された。橋下知事は大阪人権博物館の展示に対して「全体的に展示テーマがわかりにくく，かつ内容が子ども向けになっていない」と指摘したことから，補助金の継続のため展示再編が始まった［吉村 2012］。統一テーマは「私たちのいのち・社会・未来」で，テーマはゾーンごとに「いのち・輝き」「共に生きる・社会をつくる」「夢・未来」という構成となった。

仲間恵子の聞き取りによると，2011 年のリニューアルをおこなう際には展示内容に関する行政からの提案書をもとに展示を制作せざるをえなかった。その結果として，これまで存在した女性・性的少数者の単独のコーナーが消え，代わりに生命の尊さ，大阪の偉人などをテーマとする展示コーナーに取って代わった。リニューアル後にも展示の入れ替えなどはたびたびおこなわれてきたが，そのうちの 1 つにいじめなどが原因で自殺した子どもの遺書の展示（2020 年 5 月当時は常設展示）があった。

筆者：人権とか差別とか扱ってきてるなかで，いじめももちろん深刻な問題だと思うんですけど，（2020 年当時の常設展の）最後にいじめの遺書の話が出てきたので，異質…（いじめも）もちろん人権侵害なんですけど，毛色が違うなというのがあって。今まで無かったのに 2011 年のリニューアルで出てきた特徴なのかなと勝手に私は捉えていたんですよね。

仲間：その考えは当たっているところがあると思う。行政はそれをテーマに入れろって言ってきたから。異質って感じたところから辿って考えると，人権博物館の学芸員で組み立てたものではなかったんじゃないかな。（行政が）こうやりなさいってことやったんじゃないかな…行政側が「こういう資料がありますよ」とか言ってくることもあったの。府の教育委員会って学校の先生だった人がいるじゃない。そういう人たちが「こういうのがありますよ」って言ってくるのがあったから。その一部を入れるってこともあったんじゃないかな。それぞれの個別のテーマじゃないところならそういうこともあったのかもしれない。「この資料は省け」とかも言ってきた

もん。沖縄（のテーマ）でそれをなんか言われた記憶があるから。それも会議とかじゃなくて個別に寄ってきて言われたことがある。

筆者：「何々さんちょっと…」みたいな感じで。

仲間：そうそう。他の人もそういうことがあったのかもしれないし。皆「下げません」とか，私は「いやです」とか言った記憶があるから。

筆者：そういう資料を省いたり，あっち（行政）から提案が来たりみたいなものがあって，子どもたちの遺書のようなものもあるのかもしれないと（中略）例えばほかにも「命の誕生」みたいなテーマのものあったじゃないですか。

仲間：あった！あれもそう！（笑）「なんだこれは？！」みたいなね。あれもご提案ですよ。

筆者：赤ちゃんの泣き声のやつとか。

仲間：ああ！そうそう。人形なんかも買わされちゃったし。その現場の先生で今教育委員会にいる人が結構あのあたりをこう…言って…やってましたね。「今の子は自己肯定感が少ないから自己肯定感が高まるような展示で！」とかって熱弁されていましたから（笑）「困ったなあ」というかんじで。それに「自分たちの責任はないのか？」って言いたかったけど…「あれ？」と（筆者が）思うところはそういう形でつくられた展示だと思いますよ。でも人権博物館の展示って見られるのはね，非常に不本意ですけどね。（下線部と括弧内の補足は筆者による）

博物館と学校教育との連携はつねに博物館の教育的普及のためには重要な要素である。しかし人権・差別に直接関係あるテーマよりも，本来第一に学校教育で解決しなければならない課題を生涯学習の場である博物館にゆだねてしまっていることがわかる。

このように大阪人権博物館は存続のため行政の意向に従い，2011 年に展示のリニューアルをおこなったが，橋下氏は大阪市長に転身後の 2012 年の視察を経て，「やはり考えに合わない。チャンスを与えたのに」と述べて，13 年度から補助金を全廃した[30]。さらに 2015 年には大阪市が市有地の明け渡しと賃料相当損害金を求めた裁判をおこした。大阪人権博物館が建つ栄小学校跡地（本章第 1 節参照）の歴史的経緯や同博物館の社会的役割・長年の実績などを無視した訴訟であった。「提訴はリバティの廃館を意図する不当なものだ。人権行政の後退，廃止につながっていく動きに対し，徹底抗戦したい」[31]という財団理事の赤井隆史の新聞記事での発言にあるように，行政の人権擁護施策からの著しい後退と見なしてよいだろう。

土地の訴訟については最終的に 2020 年 6 月に大阪地裁で和解が成立した。『部落解放』に掲載された朝治の「再出発に向けた大阪人権博物館の課題と展望」によると，和解内容は博物館側の主張することが全面的に採用されたわけではないが，「収蔵資料などは大阪市の施設に保管し，その使用料は実費を除いて無償」「今後は大阪市がリバティおおさかに対し，適切かつ可能な範囲において協力・連携する」などの博物館の再出発への基盤と

なる重要な内容も含まれている［朝治 2020：p.3］。

大阪人権博物館の営業は 2020 年 5 月末に終了し，資料は大阪市管轄の倉庫に移管され博物館事務所は大阪市港区のビル内にて構えている。現在は各地で小規模な巡回展を開催しつつ，全国水平社設立 100 周年の節目である 2022 年に再出発に向けて準備の最中である。

最後に大阪人権博物館の展示における部落問題の比重について，朝治は「リバティの歴史は部落問題が減っている歴史」と述べた上で次のように振り返る。

朝治：30 年あまりのリバティおおさかの歴史を振り返ってみると，展示において占める割合から評価すると結果的には部落問題が減っている歴史です。1985 年の開館当初は 8 割でしたが，リニューアルした 1995 年は 4 分の 1 になりました。二度目にリニューアルした 2005 年にはもっと減るようになりました。これを逆説的に言うと，部落問題が減ったことに反比例して，他の差別問題や人権課題が浮上してきて，広がりをもった展示になったという歴史でもあるわけです。これをどう評価するかということは，実に難しい問題です。部落問題が出発点で，部落解放運動によって建てられた博物館というのを重視する人は，部落問題を重視するから部落問題の展示が物足ないと評価します。しかしリバティおおさかが“人権に関する総合博物館”であり，他の差別問題や人権課題の全体を重視する人は，部落問題の比重が低下することには抵抗感がなく，むしろ広い観点から展示が成立していることを評価します。ここで私たちは，いつも悩むわけです。しかし 1995 年のリニューアルでは部落問題が 4 分の 1 になったと言いましたが，部落問題に大きな足跡を残した西光万吉の記念室をつくるなどしていますから，私にとって部落問題が減った印象は決してありません。むしろ二度目にリニューアルした 2005 年からは，部落問題の展示が減ったという印象が強いのは確かです。（下線部は筆者による）

筆者：2005 年から，問題が広がったと同時に拡散してしまったという見方ができるかんじですか。

朝治：それは，ある意味では事実です。リバティおおさかの成立からみれば，部落問題を重視しますし，“人権に関する総合博物館”という社会的役割からみれば，部落問題の比重が低下しても他の差別問題や人権課題など全体的に広がることが相応しいと思うわけです。この二つの観点はリバティおおさかにとって必要不可欠なものであり，本来的には対立させることなく統一的に捉える必要がありますが，ここが難しい問題となっています。

大阪人権博物館の歴史とは展示において部落問題が占める割合が縮小していった歴史と捉えることはできるが，日本の差別・人権に含まれるテーマが拡大していったことが反映された歴史でもある。部落問題が辿ってきた歴史の個別性と，

ほかの差別問題と共有可能な普遍性との葛藤のなかで，大阪人権博物館の軸とも言える部落差別の位置づけを模索していったことがわかる。

本章ではここまで大阪人権博物館の草創期から休館までの歴史を見てきた。運動団体の要請から始まり，人権行政の重要な拠点として公営に近しい博物館としてスタートしたが，自治体の首長の意向と介入によって「公益性が認められない」として休館に追い込まれるという政治に翻弄された歴史であったと容易には言えるかもしれない。しかしこれはあくまでも一面的な見方である。人権に関するテーマが拡大するなかで，部落問題の位置づけを模索した歴史であったと言ってよい。

部落問題が存在を不可視化されてきた背景には，部落差別を表象する行為それ自体がタブーとされてきたことが大きい。これまで展示としてあつかうということを視野に入れられてこなかった部落問題を大阪人権博物館が主題とすること自体が，差別への抵抗になったと言ってよい。第 3 章では，本章でも利用した朝治武・仲間恵子の聞き取りを参考にしながら，大阪人権博物館において部落差別を表象するという企てと葛藤，そして今後の課題を考察していきたい。

第 3 章　大阪人権博物館と部落差別の表象

3.1　差別―被差別の関係性

第 2 章において大阪人権博物館の歴史を概観した際にも具体的な展示資料のごく一部を紹介した。しかし一方でミュージアム，とくに博物館や資料館において，並べられているそれぞれの資料を個別に観察するだけでは展示を理解したことにはならない。展示空間とは文書資料や立体資料であれ，あるいはレプリカであれ，モノの組み合わせによって一つのテーマをつくりあげ，そして来場者に対して問題提起をおこなう。希少な物品をただ並べただけで文脈の乏しいものは「陳列」であり，展示の定義を満たさないということは博物館学においてしばしば言われることである。

博物館の展示とは，資料単体ではテーマ性を有さず，資料の組み合わせによって文脈を築き展示をつくり上げていかざるをえない。これは表象上の困難であると同時に可能性でもある。とりわけ大阪人権博物館という差別と人権を主軸とした場では、切実な表象の手段となる。「差別」とは差別者―被差別者という関係性があり，さらにはその関係を維持させている社会構造が存在する。展示資料を通してこれらを解きほぐすことが重要である。最初に大阪人権博物館の館長の朝治武の聞き取りから得られた言葉を提示したい。

> 朝治：リバティおおさか，もっと広くは博物館にとって，最も難しい問題は何かというと，私も悩んでいて答えがあるわけではなく，いまだもって悩んでいるからしゃべっていますが，差別を展示で表現できるか，また可能なのかという差別表象のことです。『部落解放』の第 765 号にも書きましたが，まだ結論が出ているわけではありません。差別は蔑視であろうが，排除であろうが，不平等であろうが，差別概念が成立するには被差別者がそれを感じて，問題だと提起しない

と，差別問題は社会問題にはなりません。ところが差別する側が，昔の嫌な言い方になりますが「人の痛みがわかるか」という言い方になりますが，差別の認識は被差別者の特権かいったら，そうではない。なぜかというと，差別する側も差別の痛みをわかるからです。だから差別を認識するのは被差別者の特権ではないし，誰でも可能なわけです。でも被差別者であろうが，差別する側であろうが，差別に対して一定の知識があってこそ，これが蔑視だとか排除だとか不平等だとか認識できるのであって，何の前提もなく認識できるわけではありません。だから差別を展示でどう表象行為として成立させるかいうのは，学校教育も含めて，人間の一定の差別に対する認識を前提にしないと問えない行為になってしまいます。また展示において特定の資料で明確に差別を表現するのは，たいへん困難なことです。というのも差別は人間と人間，そして社会と人間の関係ですから，いくつかの資料を組み合わせて展示することによって，蔑視だとか排除だとか不平等だとかという差別に接近することしかできないわけです。（下線部は筆者による）

もちろん資料単体で差別を認識できる資料が一切存在しないというわけではない。たとえば朝治は大阪人権博物館の展示を振り返る際に「差別戒名」を例に挙げる。差別戒名とは，仏教で死後に名付けられる戒名に本来使用するはずのない字を使われたものであり，例えば，畜生をあつかっていた，あるいは「畜生同然である」という意味で「畜」が，皮革に携わっていた者であれば「革」が入っている［大阪人権歴史資料館 1988］。差別者（ここでは宗教者）がもっていた被差別身分の人びとへの蔑視によって死後でさえ，差別が続いていた実態がこの墓石にあらわれており，一定の前提知識を持つ者であれば，墓石が差別を体現する資料だということが理解できる。しかしこれはかなり例外的なものである。朝治は「結局のところ文字資料やモノ資料，写真，音声など多様な資料を組み合わせて差別と人権に関する重要な一断面を象徴化させ，それを来館者が体感することが重要であると考えています」と述べる［朝治 2020：pp.5-6］。一方，元学芸員の仲間恵子も差別の表象について以下のように述べる。

仲間：「差別がみたい」と思ってる人たちもいるわけですよね。ここの博物館に来たら「差別」っていうものを展示で見れるだろうという部分があるけれど，差別というものは人と人との間の関わり合いの中で出てくる生々しいものでもあるので，なかなかそういったものは見せられない。だけれども博物館は「資料」というもので見せていくので，だから紙モノの資料もあるし，紙の資料でいったら刷られたものもあるし肉筆のものもあるし，あとはやっぱりそれに闘った人たちの運動の写真が記録で残っていたりしますよね。そういうモノの組み合わせで差別というものを見せていくという。部落問題だけではなくって他のテーマでも同じような形で構成していましたので。「紙の資料が多いじゃないか」と

いう，2005 年の展示はそう言われることも多かったんですけど，資料の組み合わせで伝えていくということをやっていた，やらざるをえなかったですね。（図 5 を参照，下線部は筆者による）

差別の表象という点において，朝治や仲間の聞き取りで共通しているのは,「差別とは人びとの関係の中で見えてくる」という点である。差別とは人間の関係性から発生するものであり，差別という事象を資料一点であらわすことは基本的に困難である。差別とは聞き取りにおける朝治の言葉を借りると「蔑視」「排除」「不平等」の概念に分類でき，他者からの視線，社会構造による周縁化，それによる不利益だと言えるだろう。第二次常設展示では，身分，民族，性，身体という観点から差別を維持する社会構造そのものを疑うという姿勢をとっていた。また第三次常設展示では，差別する側の論理とそれに抗する被差別者による運動という両面からアプローチをおこなっていた。

そのような文脈においては，来場者の多くが想像するような、安易に「わかりやすい」資料というものはほとんど存在しないであろう。しかし仲間が聞き取りの中で，博物館の展示を見るという行為は展示品との「対話」であると述べたように,「差別」のイメージから連想させるステレオタイプな悲劇や同情といった記憶を，個々の資料に固定してしまうことから逃れ，あらゆる資料に記憶を流動させることで「モノとの対話」が可能になる。ただし大阪人権博物館ではモノ資料のみにとどまらない形式の差別に関する展示もおこなってきた。それは「差別される側」の差別の経験を克服する意志，自己の生きた痕跡を表象することに大きな役割を担ってきた。第 2 節で詳しく述べていきたい。

3.2　人間が活動した痕跡

本節では大阪人権博物館で「証言の部屋」あるいは「私にとっての差別と人権」という名を冠した人びとの語りの映像，そして「リバティホール」という，モノ資料以外の博物館展示の 2 つの例を通して，差別の表象について考察していきたい。

95 年の第二次常設展から「証言の部屋」という展示コーナーが登場した。この部屋は来場者が展示室を見学した最後のエリアに位置しており，自ら視聴したいインタビュー映像を選択して視聴するというものである。2005 年リニューアルの第三次常設展では「証言の部屋」から「私にとっての差別と人権」と名称が変わり，2011 年以降は「証言の部屋」に戻った。95 年の証言者は水平社運動，識字運動，文化の継承の担い手，差別問題に関わって創作活動を行う人びとに取材したものである［大阪人権博物館 1996a］。次に 2005 年リニューアルにおいては証言映像も大きく更新され，被差別部落出身者，在日コリアン，アイヌ，性的少数者らをクローズアップした。部落問題であれば「部落青年のアイデンティティ」「結婚差別の体験から」というテーマのもとに証言者の語りが収められている［大阪人権博物館 2006］。インタビューの対象者の選定で，被差別当事者かつ比較的若い世代に重点を置いたのは，「30 代，40 代なら未来を語ってくれる」という観点があったからだと朝治は振り返る。ここで言う「未来」とは，差別への向き合う姿勢，克服しようとする意志と言い換えてもよいかもしれない。1995 年に「証言の部屋」

図 6：「3.差別を受けている人の主張と活動」のうちの「被差別部落」の展示
（出典：『大阪人権博物館総合展示図録―私が向きあう日本社会の差別と人権』p.76）

を新設した背景，2005 年のリニューアルでそれをいかに継承したかを朝治の聞き取りから引用する。

朝治：「証言の部屋」については，二つのモデルがありました。1995 年当時，沖縄の摩文仁丘に平和祈念資料館がありましたが，真っ暗い部屋にスポットがあって証言を大きい盤で，開いて読むというのがありました。「あぁ，これは良い展示やなぁ」と思って，人の語りを生で聞くことが考えられないか検討したわけです。もう一つモデルになったのが，広島の原爆資料館です。ここでは，語りが映像でそのままに出てきます。この二つの事例を差別の問題に応用したいというのがあって，リバティおおさかでは「証言の部屋」と名付けました。被差別当事者の話をそのまま聞くという，これも新しい試みだったと思います。これは二度目のリニューアルである，2005 年の時も継承しました。2005 年の時は学芸員も差別に対して何か想いを喋ろうということになり，一人で 3 分から 5 分くらいで博物館で何をしたいか，自分のテーマは何か，差別にどういう思いをもっているかなどを証言しました。これは，展示を創る学芸員自身をも展示の対象にしようという試みです。

筆者：博物館の資料では語りきれない部分を補完するという形なのか，あるいは独自のものなんでしょうか。

朝治：博物館資料をどう見るかは，たいへん難しい問題です。前提として資料論になりますが，私の考え方はアナール学派的と言えます。博物館では現物資料，すなわちモノ資料とか紙資料とか地図とか古文書とかが重視されますが，当然の事です。しかし人間が活動した全ての痕跡，これこそが資料だというのがアナール学派の考え方です。アナール学派は民衆の生活とか心性を重視しますから，例えば匂いの研究

やったり，風呂の研究やったりもします。したがってアナール学派に倣うと，博物館資料というのは現物資料だけに限定せず，人が残した声とか人の顔や表情とか，多様に広がっていくわけです。生の声も資料として扱うということからすると，決して補助資料ではないわけです。これらを無視もしくは軽視することなく，一つの重要な資料として扱うことが重要です。映像とか声とかは，必ずしも客観的な事実を示すものではありませんが，バイアスがかかった主観的なものであることを考慮しつつ，展示を構成する重要な資料として位置づける必要があります。（下線部は筆者による）

このような大阪人権博物館における「語り」の映像資料は，補助資料として展示空間の一部に組み込むというよりも，主観や偏りがあることは前提として他の展示品と同様に独立した資料として機能している。展示として証言をきく場を来場者に設けることにはどのような意味を持つのだろうか。証言は来場者を一定の時間にわたって拘束するが，きく者は証言を物語として捉えることは許されず，その語りをきく来場者も否応なしに自らの立場性を問われる。その立場性からは展示を担う学芸員も逃れることはできない。数多くの証言者の名前と顔が並ぶ最後には，学芸員自身の語りも収められている。美術史学者の千野香織は「戦争と植民地の展示―ミュージアムの中の『日本』」の中で「ふつう，ミュージアム展示は誰かの『作品』であると思われていない。ミュージアムを訪れる者は，そこが『客観的』な空間であることを，無意識の前提としているように思われる。だが実際には，どのような立場からも等距離に身を置く，透明で中立的な展示など存在しない」［千野 2010：p.900］と述べているが，学芸員も展示の対象としたことは，博物館も特定の価値観，立場，主張を有する場であることを明示しており，差別を主題とする大阪人権博物館，そして展示の「制作者」である学芸員の姿勢を強く打ち出しているものであると言えよう。

また，95 年に設置された「リバティホール」では，浪速区の太鼓集団「怒」のパフォーマンス，門付け芸，琉球舞踊など多くの芸能公演が催された［大阪人権博物館 2005］。まさしく人の動き，音，律動，手にしている小道具などあらゆるものが資料である。ここでもあらゆる「人間が活動した痕跡」は，展示するに値する資料だという朝治の考え方が読み取れる。モノ資料だけにとどまらず当事者の語り，生身の芸能の再現など多角的な方法から模索していった。

一方で，有形にせよ無形にせよ資料の価値，差異，来歴といったものを強調することは，被差別当事者の絶対化にもつながりかねない。前節の朝治の言葉を繰り返すが，差別を認識することは被差別者だけの特権ではない。当事者か否かを問わず，差別の経験を認識し，共有することが可能になるためにはどのような課題があるのか，次節で考えていく。

3.3　差別を表象することの困難

本章冒頭は大阪人権博物館の学芸員として勤務する吉村智博の論文から一部抜粋することから始めたい。

モノの来歴や差異に固執することによって，差別の具体的様相を伝達しようと意図するとき，それは同時に，さらなるアイデンティティの強化と統合に回収されてしまう危険性もあわせもっている。［吉村 2020：pp.193-194］

引用した吉村の文には，マイノリティひいては彼らが受けうる差別を博物館において表象することの課題が示されており，この点を本節で筆者なりに考えていきたい。

大阪人権博物館の展示での具体的な例を挙げていくと，大阪人権博物館の第三次常設展示のうち「3.差別を受けている人の主張と活動」では個々の資料のキャプションにおいて，寄贈者（あるいはその子孫）による該当資料の来歴やそこに込められた思いなどが記されており，第三次リニューアルの大きな特色でもあった。しかし来館者によっては被差別当事者の言葉を読むことで「当事者でなければ差別を理解することは不可能である」という博物館側にとっても，被差別当事者にとっても不本意なメッセージを受け取る可能性もある。仲間恵子への聞き取りでも，来館者の戸惑いの声が多かったという言葉がある。

そして「被差別当事者」内部の問題も存在する。「被差別部落出身者」という一つのカテゴリーに括られることで，あたかも被差別者とは一枚岩の集団かのように錯覚するようなおそれもある。世代によって部落差別への捉え方も異なり，男性もいれば，女性もいる。世代によっても部落差別への捉え方も大きく異なるだろう。運動に参加する人びともいれば，そうではない人びとも多く存在する。たとえば大阪人権博物館の部落差別コーナーの資料をみると，水平社運動の担い手として表舞台として出ていたのは男性である。もちろん婦人水平社の写真資料なども展示されているが，あくまでも水平社運動の文脈のなかで位置づけられているものである。一方で女性に関するテーマは，第二次常設展示であれば「性と家族」，第三次であれば「女性」という枠に回収されてしまう。被差別当事者による社会運動ではとくに外部からは参加者らは同質的で一つの方向を見定めているように見える。しかし当然内部にはそれぞれ異なる立場をもちつつも協働してきたという点は見落とされる傾向がある。

また部落差別の歴史を重視することについても，ルーツに重きを置けばむしろ排外を強めるおそれがある。博物館は意図せずとも「被差別者とは誰か」という線引きをおこなわざるをえない。野口道彦は『批判的ディアスポラ論とマイノリティ』において，地区の環境の激変や人口の流出入によって「部落民」の境界が曖昧になりつつある状況下で，部落を離れたものの部落を自己の「故郷」として位置づける人間を「ディアスポラ」の概念にあてはめた。起源や帰郷という「縦軸の連携」を絶対化することは「意図せざる結果として，さまざまな身分ごとの分断がもちこまれることになる。近世の身分がかわたであったのか，それとも茶筅，籐内，慶賀，夙，乞胸，青屋，猿飼，隠亡であったのかといった過去への探索になり，それぞれの固有性の主張が，先祖の身分による分断になりかねない。それは，本質主義的な見方であって，排他性を内に抱え込んだ連携になる。そうではなくて，重要なのは『差別される』という体験の共有である」［野口 2009：p.199］とする。血縁や地縁といった現在となっては不確定な共通項による「部落

民」というアイデンティティを，固定せずとも「部落差別」を表象することは可能か。血縁や地縁の共同体幻想を越えて，部落差別とそれを受ける（可能性のある）人びとを捉えるということは，「差別の認識・理解は被差別者のみの特権ではなく共有可能なものである」という前提をもつ大阪人権博物館という場において今後欠かせない視点であると考える。

本章では，大阪人権博物館の部落差別の展示に焦点を当てて考察をおこなった。差別を「差別―被差別」の関係性を資料の組み合わせによって表象する，あるいは語りの映像を通して浮き彫りにすることの実践について述べた。一方で展示において差別を表象することに伴う被差別者の絶対化，「誰が被差別当事者か」という分断といったおそれがあることを指摘した。被差別当事者による「運動」を重視するにせよ，その集団が辿ってきた「歴史」を重視するにせよ，それぞれに危険は存在する。しかし危うさをあわせもっていたとしても，差別の表象をおこなわない理由とはならない。第１章の第１節でも述べたように，部落差別は決して根絶したわけではなく形を変えながらも存在している。これに抗い，被差別当事者かどうかを問わず差別を認識し，克服する意識を育む入り口として大阪人権博物館が機能するためには，「運動」と「歴史」の両面からアプローチが必要である。そしてモノ，人の語りなどを組み合わせたあらゆる資料と来場者が対話することによって，「差別とはなにか」を考え，語る機会となると考える。

おわりに

以上本論文では大阪人権博物館の歴史と展示を軸に，部落差別を展示によって表象することの意義や模索を明らかにした。第１章では部落差別と博物館の関連性を明らかにすることを通して，本論文で大阪人権博物館を主題としてあつかう背景を示した。部落差別は現在に至るまで社会の構成員が差別を維持しており，とりわけ近年はインターネットでの差別的な書き込みのような人権侵害行為があふれていることからも，旧時代の遺物であるという捉え方は不可能である。一方で差別の実態は「存在しない」ことにされる風潮もまた事実である。このような現状に対して差別に向き合い克服する入り口として，博物館という場が大きな役割を果たすと考えた。部落問題を主軸とする展示施設の中でも，とりわけ大阪人権博物館は先駆的な存在であるため蓄積された歴史が厚く，登録博物館という制度上の面でも研究対象とする意義がある。

次に第２章では常設展示のリニューアルに沿った４つの区分をもとに，大阪人権博物館の歴史を追っていった。栄小学校跡地で開館した大阪人権歴史資料館は，行政の人権施策を担う一方で，これまであまり目を向けられてこなかった庶民の歴史を大阪という地域性と関連させながら展示をつくりあげていった。1995 年には大阪人権博物館に改称，展示のリニューアルをおこなった。それ以降の展示テーマは，部落問題のみならず，性，民族，身体，環境など大幅に拡大した。大阪人権博物館の歴史とは展示において部落問題が占める割合が縮小していった歴史とも見えるが，日本の差別・人権に含まれるテーマが拡大していったことが反映された歴史でもある。その拡大のなかで部落問題という大阪人権博物館の軸とも言えるテーマの位置づけを模索していったことがわかる。

第３章は大阪人権博物館の関係者への

聞き取りや図録を手段に,「差別―被差別」の関係性を資料の組み合わせ，あるいは語りの映像を通して差別の表象を浮き彫りにすることの実践について述べる。一方で展示において差別を表象することに伴う被差別者の絶対化,「誰が被差別当事者か」という分断といった危険をあわせもつことを指摘した。

現在，同和対策事業も終了し，人権教育もおこなわれない地域も多い。その中で部落差別を知る入り口となるのはメディア，とりわけインターネットが多いと想定する。しかしネットには偏っていたり誤っていたりするなど非常に悪意のある情報が多い。そのような状況の中で，博物館をはじめとした展示施設は，年齢を問わず誰もが差別や人権について学び，語ることができる場としてますます重要になると考える。

しかし，第 2 章でも触れたように近年は差別や負の歴史を隠蔽し，忘却する政治的な傾向は強まっている。被差別当事者（あるいは差別を受ける可能性がある者）が自らの歴史を知り，語る場所が一切なくなればどうなるのだろうか。とりわけ被差別部落出身者には日本で生活するマジョリティとの差異はほとんどない。それゆえ存在は曖昧で不可視化が容易であった。一方で差別の経験，あるいは差別を受けるかもしれないという可能性は怯えとなり，枷となる。そして自らの出自やアイデンティティを語る選択肢自体が失われ，沈黙せざるをえなくなる。さらにはこのアイデンティティの沈黙は次世代にも強制されかねない。この流れは差別の歴史の忘却を肯定する者からみれば都合の良いものであろう。歴史を修正するでもなく，忘却するでもなく「引き受ける」ことの意味を今後も考えていかなければならない。自らの歴史を引き受け，自分の言葉を語るためには，先人が抑圧に苦しみながらも生活を営み文化を継承した歴史，差別にする運動を担ってきた人びとの軌跡を知り，対話をおこなうことが必要不可欠であり，大阪人権博物館という場は今後とも求められると筆者は考える。

とはいえ，多くの資料が大阪市の施設に保管されアクセスできない現在，当時の展示を知る手がかりとなる文献は限られたものしかなかったため，現場で展示に携わっていた学芸員からの聞き取りで補足する形で本研究を進めることとなった。筆者自身は休館直前の 2019 年と 2020 年のみに同博物館に足を運んでおり，各時期の常設展示を自身の目で確認することは不可能である。しかし博物館の学芸員にとって展示図録，ブックレットや紀要論文といった広報や調査研究として文献を残すという業務ももちろん重要であるが，やはり展示という「空間」の制作に何より重きを置いていたことも明らかである。

最後に今後の課題を 3 つ挙げていく。1 つには本研究では日本の博物館や資料館の事例のみをあつかったが，国際的にも共通する課題が見られるということである。2019 年に京都で開催された国際博物館会議（ICOM）での博物館定義の再考に関する議論は，博物館の役割を通して，人権問題を含めた現代的な課題に向き合い，対処していくことの必要性が認識されてきた顕著な例であろう［松田 2020］。博物館は実物資料と展示空間を通して，来館者に対して問題提起をおこなうだけではなく，博物館自身のそのテーマに対する立場を明確にし，課題解決に向けた提案，主張を行うべきであるという発展的な姿勢へと変化しつつあると言える[32]。このような国際的な博物館学の動

向は今後注目しなければならない。

2 つ目は，大阪人権博物館という場を説明するためには，周辺の被差別部落と博物館との連携が不可欠な要素だということである。旧栄小学校跡地に同博物館が建設され，古地図の展示など博物館と住民との信頼関係を築き上げてきたことで部落差別の展示が実現できたということは忘れてはならない点である。

3 つ目には，第 2 章で「大阪人権博物館の歴史とは展示での部落問題が縮小していった歴史」であるという事実を述べたが，これに対して筆者自身がどう解釈すればよいのかという結論は現時点で見出すことができなかった。現在進行形でさまざまな人権問題が可視化され，議論の俎上に載せられてきている。博物館という実践の場で「人権」の枠組み内から部落問題をどう位置づけていくのかという課題は，今後も考えていかなければならない。

これらの課題を踏まえたうえで，博物館における差別をめぐる表象や語りについて今後も模索していきたい。

注

[1] 大阪人権歴史資料館の開館前の 1983 年 5 月から 1985 年まで発行された。当時の事業報告，資料紹介や他の展示施設への視察などの記事が掲載されている。『りばてぃ OSAKA』『リバティおおさか』へと改題したのち廃刊。会報誌としての役割は『季刊リバティ』へ引き継がれた。

[2] 『部落解放』239（1986 年 1 月）号の特集「大阪人権歴史資料館の開館」，558（2005 年 12 月）号の特集「博物館と教育・啓発」などが挙げられる。

[3] 朝治武は 1955 年生まれ。1982 年 8 月から資料館準備室に勤務し，学芸員として長年展示制作に関わった。学芸課長などを経て 2013 年に館長に就任し現在に至る。インタビューは HRC ビル内の大阪人権博物館事務所にて 2020 年 9 月 3 日に 2 時間，11 月 8 日に 1 時間半行った。両日，大阪市立大学人権問題研究センターの廣岡浄進准教授が同席。

[4] 仲間恵子は 1965 年生まれ。1991 年から 2013 年まで大阪人権博物館に勤める。同博物館を退職し，現在は関西大学人権問題研究室研究員。専門は沖縄近現代史。インタビューを 2020 年 12 月 2 日にオンライン通話にて 2 時間半行った。

[5] 一般的に博物館の常設展示と言われる展示区画に対して，大阪人権博物館の歴代の図録などの出版物では「総合展示」と称しているが，本論文では特別展・企画展と区別するために「常設展示」という語を使用する。

[6] 東京都の生活文化局広報広聴部都民の声課『人権に関する世論調査 平成 25 年 11 月調査』より。

[7] 2015（平成 27）年実施の「人権問題に関する市民意識調査」より。

[8] 同館は当初「水平社歴史館」として開館した。しかし所蔵資料は 5 万点に上ることなどの条件を満たしていることから登録博物館として認定され，現在の「水平社博物館」の名称となった［駒井 2018］。

[9] 2010 年には世界人権博物館連盟（FIHRM）が発足し，イギリスの国際奴隷制博物館やアメリカのホロコースト記念博物館などをはじめ現在加入機関は 100 を超えている。水平社博物館は 2015 年に加入し，部落問題や水平社運動の国際的認知に努めている［駒井 2018］。

[10] 大阪市立大学人権問題研究センターの廣岡浄進准教授から口頭でご指摘をいただいた（2020 年 12 月 3 日）。

[11] 文部科学省，2018（平成 30）年社会教育調査より。

[12] 『朝日新聞』朝刊，2010 年 4 月 18 日

[13] 文部科学省「社会教育調査 / 平成 30 年度

統計表 博物館調査（博物館）」を基に作成されている。

[14] 1996 年 11 月 1 日発行「人権ネットニュース」第 1 号より。

[15] 「人権資料・展示全国ネットワーク」パンフレット（2019 年 10 月発行）

[16] 注 14 を参照

[17] 『解放新聞』大阪版，1981 年 8 月 17 日

[18] 『解放新聞』1982 年 9 月 20 日

[19] 1905-1990 年。弁護士として多くの冤罪事件を手掛けた。48 年には日本弁護士連合会会長に就任した。若いころから部落解放運動にも取り組んだ（秋定嘉和ほか『新修 部落問題事典』より）

[20] 『毎日新聞』大阪，2020 年 6 月 24 日

[21] 朝治武の聞き取りより。

[22] 「建設基本設計まとまる」『大阪人権歴史資料館館報』第 3 号，p.3

[23] 脚注 3 を参照。

[24] 『大阪人権歴史資料館報』第 2 号，p.2

[25] 調査の成果については『大阪人権歴史資料館調査報告書　第 1 集　被差別部落の女と唄』に詳しい。

[26] 2020 年 11 月に武蔵野美術大学（東京都小平市）に引き取られた。保存修復後は一般公開も検討している（『朝日新聞』夕刊，大阪，2020 年 11 月 19 日より）。

[27] 朝治武への聞き取りより。

[28] 『朝日新聞』朝刊，2010 年 4 月 18 日

[29] 仲間への聞き取りより。

[30] 『毎日新聞』大阪，2020 年 7 月 5 日

[31] 『毎日新聞』大阪，2015 年 9 月 26 日

[32] 水平社博物館の駒井忠之館長から口頭でご指摘をいただいた（2020 年 10 月 27 日）。

参考文献

秋定嘉和，桂正孝，村越末男 1999『新修部落問題事典』解放出版社

朝治武 1996「部落問題展示と博物館」『部落問題研究』136 号

――― 1997「差別・人権と近代現代展示の射程」『歴史評論』567 号

――― 2020「再出発に向けた大阪人権博物館の課題と展望」『部落解放』765 号

石居人也 2007「歴史表象における『私』の語り」『人民の歴史学』172 号

解放出版社編 2003『人権でめぐる博物館ガイド』解放出版社

京都市ほか 2018『柳原銀行記念資料館』京都市人権文化推進課

黒川みどり 2011a『近代部落史―明治から現代まで』平凡社

――――― 2011b『描かれた被差別部落―映画の中の自画像と他者像』岩波書店

――――― 2018「現代の部落問題と人種主義」朝治武ほか編『部落解放論の最前線―多角的な視点からの展開』解放出版社

駒井忠之 2018『水平社博物館２０年の歩み』奈良人権文化財団

斉藤綾子 2016「被差別部落の映画表象―差異と差別の可視性と不可視性」斉藤綾子，竹沢泰子編『人種神話を解体する１』東京大学出版会

笹島秀晃編 2019『緊縮財政期の自治体文化政策と公立文化施設の変化―2008 年以降の大阪府「財政再建プログラム」に着目して』（大阪市立大学文学部人間行動学専修社会学コース・2019 年度社会調査実習報告書）

澤野明 1996「『人権ネット』の発足と今後の方向」『季刊リバティ』15 号，大阪人権博物館

砂原庸介 2012『大阪―大都市は国家を超えるか』中央公論社

谷口真由美ほか 2019『ネットと差別扇動』解放出版社

千野香織 2010「戦争と植民地の展示―ミュージアムの中の『日本』」千野香織著作集編集委員会『千野香織著作集』ブリュッケ

東京都生活文化局広報広聴部都民の声課編 2014『人権に関する世論調査（平成 25 年 11 月調査）』
仲間恵子 1999「博物館と市民意識―大阪人権博物館の意義」『月刊社会教育』43 号
――― 2008「総合展示における差別・人権と〈私〉―大阪人権博物館総合展示の成果と課題」『大阪人権博物館紀要』10 号，pp141-151
野口道彦，戴エイカ，島和博 2009『批判的ディアスポラ論とマイノリティ』明石書店
原田伴彦，村越末男 2001「部落問題」部落解放・人権研究所編『部落問題・人権事典』解放出版社
ひろたまさき 1999『差別の視線』吉川弘文館
松田陽 2020「ICOM 博物館定義の再考」『博物館研究』別冊，55 号
吉田憲司 1999『文化の「発見」―驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで』岩波書店
――― 2007「異文化と自文化の展示をめぐる新たな動き・2006」大阪人権博物館『博物館の展示表象―差別・異文化・地域』大阪人権博物館
吉村智博 2005「『私』を問い掛ける展示づくり」『部落解放』558 号
――― 2011「博物館における表象行為と社会的差別―差異の表象をめぐって」京都大学人文科学研究所『人文學報』100 号
――― 2012「大阪人権博物館のリニューアルをめぐって」『歴史学研究』889 号
――― 2016「大阪人権博物館の歴史的意義と現代的役割―“記憶遺産”としての栄小学校旧校地」『市政研究』190 号
――― 2020「博物館におけるマイノリティ表象の可能性―差別と人権の政治学」竹沢泰子，成田龍一編『環太平洋地域の移動と人種』京都大学学術出版会

〈大阪人権博物館からの刊行物など〉
大阪人権歴史資料館 1983『大阪人権歴史資料館報』第 1-3，5 号
――――――――― 1985『祝開館 リバティおおさか』
――――――――― 1988『石の証言―刻まれた人間冒瀆』
――――――――― 1990『祝開館 5 周年』
――――――――― 1991『大阪人権歴史資料館長期計画』
――――――――― 1995『季刊リバティ』7 号
大阪人権博物館 1995『季刊リバティ』12 号
――――――― 1996a『大阪人権博物館展示図録―人権からみた日本社会』
――――――― 1996b『季刊リバティ』15 号
――――――― 1999『大阪人権博物館展示図録―人権からみた日本社会』改訂新版
――――――― 2001『人権にはたす博物館の役割』
――――――― 2005『大阪人権博物館 20 年の歩みと総合展示の概要』
――――――― 2006『大阪人権博物館総合展示図録―私が向きあう日本社会の差別と人権』
――――――― 2011『大阪人権博物館総合展示図録―私たちのいのち・社会・未来』

〈ウェブサイト〉

大阪市 2016「人権問題に関する市民意識調査（平成 27 年度実施）について」https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11039338/www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000332206.html （2021 年 9 月 19 日最終閲覧）
人権資料・展示全国ネットワーク事務局 1996「人権ネットニュース」1 号 http://e-jinken.net/img/jinken-net-news_01_199611.pdf （2021 年 9 月 19 日最終閲覧）
部落解放同盟「舳松人権歴史館リニューアル・オープン　学習・啓発の拠点 ―舳松出身　阪田三吉名人の展示も」http://www.bll.gr.jp/archive/siryo-syutyo2006/news2006/news20060417-4.html （2021 年 9 月 19 日最終閲覧）
文化庁「1.博物館の概要」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/gaiyo/ （2021 年 9 月 19 日最終閲覧）

〈オンラインデータベース〉
e-Stat「社会教育調査 / 平成 30 年度 統計表 博物館調査（博物館）」https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400004&tstat=000001017254&cycle=0&tclass1=000001138486&tclass2=000001138488&tclass3=000001138494&tclass4val=0 （2021 年 9 月 19 日最終閲覧）